

(証券コード：4183)
2012年6月4日

株 主 各 位



第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席お差し支えの場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2012年6月26日（火曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時）
2. 場 所 東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号
コレド室町 4階 日本橋三井ホール

開催場所を昨年からコレド室町 4階 日本橋三井ホールに変更しておりますので、
末尾の「会場ご案内図」をご参照の上、お間違いのないようご注意願います。

3. 会議の目的事項

報 告 事 項

- 第15期（自 2011年4月 1日 至 2012年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第15期（自 2011年4月 1日 至 2012年3月31日）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役10名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

4. 議決権の行使について

(1) 書面（郵送）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2012年6月25日（月曜日）午後5時40分までに到着するよう折り返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

(2) 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合

50頁記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認の上、当社指定の議決権行使専用ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、2012年6月25日（月曜日）午後5時40分までに議案に対する賛否をご入力、ご送信下さいますようお願い申し上げます。

なお、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主様は、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

(3) 重複行使の取扱い

書面による議決権行使とインターネット等による議決権行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものいたします。

また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものいたします。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://jp.mitsuichem.com/ir/index.htm>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://jp.mitsuichem.com/ir/index.htm>）に掲載させていただきます。

株主の皆様へ

本年4月22日（日）午前2時15分、当社岩国大竹工場にて爆発・火災事故が発生いたしました。

本事故により、当社従業員1名の貴重な生命を失うとともに、近隣居住の方を含む25名の方々が負傷され、さらに近隣居住の皆様及び近隣企業の皆様の家屋・設備等にも被害を及ぼす事態を惹き起こしてしまいました。お亡くなりになられた方には心よりご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族、負傷された方々、家屋・設備等の被害に遭われた方々に対し、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。被害に遭われた皆様方には、誠心誠意対応させていただく所存であります。

さらに、近隣居住及び近隣企業の皆様、株主の皆様、関係ご当局の皆様、お客様をはじめとする多くの方々に多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

事故の原因につきましては、現在、関係ご当局の調査中ではありますが、当社におきましても、事故後速やかに社外の有識者による「事故調査委員会」を設置し、事故原因の究明に全力を挙げて取り組んでおります。事故原因が判明次第、関係ご当局のご指導を仰ぎつつ、徹底的な再発防止対策を実施してまいります。

当社グループでは、従来より、「安全は全てに優先する」として工場の安全を最優先課題に位置付け、様々な対策を講じてまいりましたが、現実には、このような事故を起こしてしまいましたことにつき、改めて深くお詫び申し上げます。今回の事故を受け、当社グループでは安全管理について根本から考え、二度とこのような事故を起こさないとの決意と信念をもって、グループ一丸となって再発防止と安全管理の再徹底に万全を尽くし、もう一度、社会の皆様にご信頼していただける会社となることができるよう、懸命の努力をしております。

株主の皆様におかれましては、当社グループに対し、何卒ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 田中 稔一

事業報告

I. 企業集団の現況

1. 当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当期の世界経済は、年度前半は中国を中心とするアジア地域の堅調な経済成長により好調に推移したものの、年度後半は欧州の財政危機を背景とした世界的な景気減速、新興国の需要低迷及びタイにおける洪水被害等の影響を受け、非常に厳しい状況が継続しました。

日本経済におきましては、東日本大震災により、消費及び生産活動に著しい打撃を受けたことに加え、長期化する歴史的水準の円高の影響を受け、厳しい状況となりました。

化学工業界におきましては、年度前半はアジア地域の経済成長による旺盛な海外需要に牽引され、好調に推移したものの、年度後半は、世界景気の減速に伴う需要低迷に加え、歴史的水準の円高や原燃料価格高騰の影響を受け、厳しい状況となりました。

このような情勢のもとで、当社グループは2011年度中期経営計画の「景気変動を受け難い事業の拡大」、「競争優位事業のグローバル拡大」、「将来のコア事業創出」、「徹底的なコストダウンと抜本的な再構築」の4つの基本戦略を着実に実行し、事業ポートフォリオの変革に努めてまいりました。しかしながら、年度後半の急激な景気減速の影響等により、当期の当社グループの業績は、売上高は14,540億円（対前期比623億円増）、営業利益は216億円（対前期比189億円減）、経常利益は229億円（対前期比160億円減）となりました。また、当期純損益は、ポリウレタン材料事業に係る減損損失の計上を余儀なくされたことにより、10億円の損失（対前期比259億円減）という厳しい結果となりました。

当期の事業部門別の状況は次のとおりであります。

① 石化部門

石化部門は、全体として売上高が堅調に推移しました。

エチレン及びプロピレンは、需要減退のために生産量がいずれも減少しました。

ポリエチレン及びポリプロピレンは、販売数量が減少したものの、原燃料価格上昇に伴う販売価格上昇により、売上高が増加しました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期に比べ254億円増の4,594億円、売上高全体に占める割合は32%となりました。一方、営業利益は、販売数量の減少の影響を受け、前期に比べ35億円減の93億円となりました。

② 基礎化学品部門

基礎化学品部門は、全体として売上高が好調に推移しました。

フェノールは、年度前半においては、中国等アジア地域における堅調な需要により売上高が好調に推移したものの、昨年10月以降の急激な需要減退及び市況下落の影響を受け、減産対応を行った結果、販売数量が減少したため、全体として売上高が前期並みとなりました。

ビスフェノールAは、年度前半においては、主要用途であるポリカーボネート樹脂及びエポキシ樹脂向けを中心とする堅調な需要により売上高が好調に推移したものの、昨年10月以降の急激な需要減退及び市況下落の影響を受け、減産対応を行った結果、販売数量が減少したため、全体として売上高が前期並みとなりました。

高純度テレフタル酸は、原燃料価格上昇に伴う販売価格上昇により、売上高が増加しました。

ペット樹脂（ポリエチレン テレフタレート）は、昨年4月の帝人化成株式会社との事業統合効果が寄与し、売上高が好調に推移しました。

エチレンオキサイド及びその誘導品は、原燃料価格上昇に伴う販売価格上昇により、売上高が増加しました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期に比べ372億円増の4,729億円、売上高全体に占める割合は33%となりました。一方、営業利益は、年度後半の一部製品の市況下落の影響等により、前期に比べ115億円減の89億円となりました。

③ ウレタン部門

ウレタン部門は、全体として売上高が低調に推移しました。

ポリウレタン材料は、鹿島工場が震災により昨年5月中旬まで生産を停止したことに加え、震災による自動車市場の需要低迷、中国の需要減退及び円高の影響を受け、売上高が厳しい状況となりました。

コーティング材料は、国内自動車生産の低迷及び情報家電市場の需要減退の影響を受け、売上高が低調に推移しました。

接着材料は、国内向け軟包装用接着剤の需要は堅調であったものの、中国等アジア地域での大型液晶テレビの需要低迷の影響を受け、売上高が低調に推移しました。

成形材料は、国内及び中国における工作機械及び半導体の需要は低迷したものの、堅調な建築土木関連需要により、売上高が好調に推移しました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期に比べ126億円減の1,322億円、売上高全体に占める割合は9%となりました。また、営業損失は、販売数量の減少と円高による輸出採算悪化の影響を受け、前期に比べ54億円増の144億円の損失となりました。

④ 機能樹脂部門

機能樹脂部門は、全体として売上高が好調に推移しました。

自動車部品及び樹脂改質材用途を中心とするエラストマーは、アジア地域を中心とする自動車及び産業材需要の伸びに的確に対応し、売上高が好調に推移しました。

機能性コンパウンド製品は、電子部品用途の需要低迷の影響を受けたものの、包装材用途の堅調な需要拡大と自動車用途の需要回復により、売上高が堅調に推移しました。

特殊ポリオレフィンは、年度後半からの電子情報関連用途の需要低迷の影響を受けたものの、売上高が堅調に推移しました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期に比べ86億円増の1,148億円、売上高全体に占める割合は8%となりました。また、営業利益は、円高の影響を受けたものの、コスト削減等により、前期に比べ18億円増の90億円となりました。

⑤ 加工品部門

加工品部門は、全体として売上高が堅調に推移しました。

衛生材料は、中国・東南アジア地域における紙おむつの需要拡大により、売上高が好調に推移しました。

半導体材料は、半導体市場の需要拡大により、売上高が好調に推移しました。

エネルギー材料は、太陽電池封止材市場の需要拡大により、売上高が堅調に推移しました。

包装用フィルムは、震災による前倒し需要の反動により、昨年7月以降は需要が減速したものの、値上げ効果により売上高が堅調に推移しました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期に比べ20億円増の1,340億円、売上高全体に占める割合は9%となりました。一方、営業利益は、コスト削減等の効果はあるものの、円高等による交易条件の悪化により、前期に比べ11億円減の3億円となりました。

⑥ 機能化学品部門

機能化学品部門は、全体として売上高が堅調に推移しました。

ヘルスケア材料は、メガネレンズ用材料の旺盛な海外需要及び昨年4月のスイスAcomon社の買収効果が寄与したことにより、売上高が好調に推移しました。

特殊ガスは、2009年秋の事故により生産を停止していましたが、2010年夏に一部操業を再開したため売上高が増加した一方、化成品は、不採算品目整理の影響を受け売上高が減少しました。

触媒は、円高の影響により売上高が伸び悩みました。

農業化学品は、震災の影響により昨年度出荷予定の品目が今年度に繰り越されたため、売上高が増加しました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期に比べ30億円増の1,228億円、売上高全体に占める割合は8%となりました。また、営業利益は、円高の影響を受けたものの、一部製品の需要回復等により、前期に比べ4億円増の104億円となりました。

⑦ その他部門

当部門の売上高は、前期に比べ13億円減の179億円、売上高全体に占める割合は1%となりました。また、営業損益は、前期に比べ6億円減の4億円の損失となりました。

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資額は448億円であり、その主なものは、サンレックス工業株式会社における高機能不織布の製造設備増設、日本エボリュース株式会社におけるメタロセン直鎖状低密度ポリエチレン「エボリュース®」のプラント生産能力増強及び岩国大竹工場における超高分子量ポリエチレン「ハイゼックスミリオン®」のプラント生産能力増強のための投資であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、自己資金、金融機関からの借入金及び社債の発行により所要資金を賅いました。このうち、当社において、2011年7月28日に100億円の無担保社債を発行しております。

なお、当期末有利子負債残高は、前期末に比べ159億円減少し、4,648億円となりました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2011年4月1日をもって、イクロステープ事業を当社の完全子会社である三井化学東セロ株式会社に承継させる吸収分割を行いました。

2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

事業年度	2008年4月	2009年4月	2010年4月	2011年4月
	2009年3月	2010年3月	2011年3月	2012年3月
売上高(百万円)	1,487,615	1,207,735	1,391,713	1,454,024
営業損益(百万円)	△ 45,493	△ 9,461	40,548	21,564
経常損益(百万円)	△ 50,768	△ 13,132	38,851	22,884
当期純損益(百万円)	△ 95,237	△ 28,010	24,854	△ 1,007
1株当たり当期純損益(円)	△ 125.46	△ 33.04	24.80	△ 1.01
純資産(百万円)	398,131	419,004	431,101	415,771
総資産(百万円)	1,188,939	1,238,086	1,295,627	1,256,303

(注)上記の1株当たり当期純損益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の 議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社プライムポリマー	20,000	65.00	ポリエチレン及びポリプロピレンの製造、加工及び販売
大阪石油化学株式会社	5,000	100.00	石油化学原料の製造及び販売
三井化学東セロ株式会社	3,450	100.00	合成樹脂フィルム等の製造、加工及び販売
下関三井化学株式会社	3,000	100.00	燐系製品及び肥料の製造及び販売
Mitsui Chemicals America, Inc.	157百万米ドル	100.00	米国における事業の統括会社
三井化学不織布（天津）有限公司	164百万人民币	100.00	中国における衛生材料用不織布の製造及び販売
Mitsui Phenols Singapore Pte Ltd.	120百万米ドル	95.00	東南アジア地域におけるフェノール、アセトン及びビスフェノールAの製造及び販売
Mitsui Elastomers Singapore Pte Ltd.	96百万米ドル	100.00	東南アジア地域におけるエラストマー製品の製造及び販売
Siam Mitsui PTA Co., Ltd.	4,800百万 タイバーツ	50.02	東南アジア地域における高純度テレフタル酸の製造及び販売
Mitsui Hygiene Materials Thailand Co., Ltd.	1,310百万 タイバーツ	100.00	東南アジア地域における衛生材料の製造及び販売
Mitsui Prime Advanced Composites India Pvt. Ltd.	1,580百万 インドルピー	83.00	インドにおけるポリプロピレン自動車材の製造及び販売

- (注) 1. 上記は、当社が直接出資している連結子会社のうち、資本金2,000百万円以上の会社であります。
2. 議決権比率は、直接及び間接所有の合計であります。
3. Mitsui Chemicals America, Inc. の資本金については、払込資本を記載しております。
4. 2011年11月1日に三井化学不織布（天津）有限公司を設立し、同社を連結子会社としました。

4. 対処すべき課題

2012年4月22日に発生いたしました当社岩国大竹工場爆発・火災事故により、当社従業員1名の貴重な生命を失うとともに、近隣居住の方を含む25名の方々が負傷され、さらに近隣居住の皆様及び近隣企業の皆様の家屋・設備等にも被害を及ぼす事態を惹き起こしてしまいました。お亡くなりになられた方には心よりご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族、負傷された方々、家屋・設備等の被害に遭われた方々に対し、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。被害に遭われた皆様方には、誠心誠意対応させていただく所存であります。

さらに、近隣居住及び近隣企業の皆様、株主の皆様、関係ご当局の皆様、お客様など、社会の皆様にも多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

事故の原因につきましては、現在、関係ご当局の調査中ではありますが、当社におきましても、事故後速やかに社外の有識者による「事故調査委員会」を設置して、事故原因の究明に全力を挙げて取り組んでおります。事故原因が判明次第、関係ご当局のご指導を仰ぎつつ、徹底的な再発防止対策を実施してまいります。

当社グループでは、従来より、「安全は全てに優先する」として工場の安全を最優先課題に位置付け、様々な対策を講じてまいりましたが、現実には、このような事故を起こしてしまいましたことにつき、改めて深くお詫び申し上げます。今回の事故を受け、当社グループでは安全管理について根本から考え、二度とこのような事故を起こさないという決意と信念をもって、グループ一丸となって再発防止と安全管理の再徹底に万全を尽くしてまいります。

2012年度の世界経済は、米国経済の回復及び中国をはじめとするアジア地域や新興国の堅調な経済成長に支えられ、成長を維持することが想定されるものの、欧州の財政危機が深刻化し世界的な景気減速に発展する懸念が残り、先行き不透明な状況が見込まれます。

日本経済は、東日本大震災の復興需要が徐々に本格化することにより、経済を押し上げることが期待される一方、電力供給不足、更なる原油価格高騰や円高回帰の懸念があります。

さらに、化学工業界におきましては、中東及び中国における生産能力増加に伴い、安価な石化製品がこれまで以上に国内に流入する等、非常に厳しい状況になると認識しております。

当社グループは、このような事業環境下において、2011年度中期経営計画で掲げる「事業ポートフォリオの変革と経営のグローバル化を目指し、三井化学グループの成長性と持続性を確保する基盤を構築する」という目標達成のため、中期経営計画の初年度である2011年度より早期の事業拡大や抜本的な事業構造改革による企業体質の徹底強化等を進めてまいりました。しかしながら、これらの成果が十分に上がる前に世

界景気が減速したこと等により、2011年度は厳しい業績を余儀なくされました。

2011年度中期経営計画の2年目である2012年度は、早期に収益を改善し、成長軌道を実践に取り戻すため、事業拡大や事業構造改革をさらに加速して実行し、次の点を重点課題として全力で取り組んでまいります。

(経済軸)

(1) 2011年度中期経営計画基本戦略の前倒し実行

- ① 景気変動を受け難い重点5事業の強化・拡大
- ② 成長するアジアを中心とするグローバルな事業拡大
- ③ 新製品及び新事業の創出加速
- ④ 大型プロジェクトの推進

(2) 低収益事業の構造改革の加速

(3) 企業体質の徹底強化

- ① 間接部門のスリム化
- ② コストダウン、研究開発の効率化

(4) 為替変動、原料高への対応

- ① 原料高騰に対応した付加価値の維持、改善
- ② 為替リスク低減対策の推進

(5) キャッシュフローの確保

投融資の厳選、在庫の適正レベル維持、サプライチェーン・マネジメント活動の定着

(環境軸)

GHG（温室効果ガス）削減

- ① GHG削減計画の実行と省エネ革新技术の開発
- ② 製品に対する環境配慮要請への対応（地球環境への貢献）

(社会軸)

(1) 保安防災・労働安全

- ① 当社グループの事故・労働災害撲滅
 - ② 岩国大竹工場における爆発・火災事故を受けての原因究明及び再発防止策の徹底
- (2) 化学品安全規制への対応

2012年度の業績の見通しについては、前述した岩国大竹工場爆発・火災事故に関する関係ご当局の調査、事故調査委員会による原因究明調査中であり、また、一部のプラントを除き操業を停止しておりますので、その影響を現時点では合理的に見積もることが困難な状況であるため、業績予想を未定としております。当社は、懸命に事故原因の究明及び再発防止策の立案を急ぐとともに、業績に与える影響の把握に努めてまいります。今後、業績予想の開示が可能となった時点で、速やかに開示いたします。

5. 主要な事業内容（2012年3月31日現在）

事業部門	主要製品・事業
石化	エチレン、プロピレン、高密度ポリエチレン、直鎖状低密度ポリエチレン、低密度ポリエチレン、ポリプロピレン
基礎化学品	フェノール、アセトン、 α -メチルスチレン、メチルイソブチルケトン（MIBK）、イソプロピルアルコール、ビスフェノールA、エポキシ樹脂（エポミック®）、高純度テレフタル酸、ポリエチレンテレフタレート（三井PET）、エチレンオキサイド、エチレングリコール、エタノールアミン、ホルマリン、メタアクリル酸メチル（MMA）、液体アンモニア、尿素、メラミン、ハイドロキノン、レゾルシン、クレゾール
ウレタン	ウレタン原料（TDI、MDI、PPG）、ウレタン樹脂（タケネート®、タケラック®）、塗料用原料樹脂（ユーバン®、オレスター®、アルマテックス®）、ワックス（三井ハイワックス）、液晶シール剤（LCストラクトボンド®）
機能樹脂	エチレン・プロピレンゴム（三井EPT）、 α -オレフィンコポリマー（タフマー®）、熱可塑性エラストマー（ミラストマー®）、接着性ポリオレフィン（アドマー®）、エンジニアリングプラスチック（アーレン®、オーラム®）、特殊ポリオレフィン（TPX®、アペル®）
加工品	不織布（シンテックス®、タフネル®）、通気性フィルム（エスポアール®）、合成パルプ（SWP®）、ガス用及び給水・給湯用配管システム、半導体材料（イクロステープ®、ペリクル）、電子回路材料、二軸延伸ポリプロピレンフィルム、無延伸ポリプロピレンフィルム、直鎖状低密度ポリエチレンフィルム、太陽電池封止材（ソーラーエバ™）
機能化学品	ポリオレフィン製造用触媒、眼鏡レンズ用材料、医療材料、製紙材料（アクリルアמיד）、トナーバインダー、半導体用ガス、殺虫剤（トレボン®、スタークル®、ミルベノック®、アニキ®）、殺菌剤（クロルピクリン、ネビジン®、タチガレン®、アフエット®）、除草剤（イネキング®、草枯らしMIC®）、ハイブリッドライス種子

6. 主要な事業所等 (2012年3月31日現在)

(1) 当 社

- ① 本 社 (東京都)
- ② 支 店
 - 名古屋支店 (名古屋市)
 - 大阪支店 (大阪市)
 - 福岡支店 (福岡市)
- ③ 工 場
 - 鹿島工場 (茨城県神栖市)
 - 市原工場 (千葉県市原市)
 - 茂原分工場 (千葉県茂原市)
 - 名古屋工場 (名古屋市)
 - 大阪工場 (大阪府高石市)
 - 岩国大竹工場 (山口県岩国市及び和木町並びに広島県大竹市)
 - 徳山分工場 (山口県周南市)
 - 大牟田工場 (福岡県大牟田市)
- ④ 研究開発部門
 - 袖ヶ浦センター (千葉県袖ヶ浦市)
- ⑤ 海外事務所
 - 北京事務所

(2) 重要な子会社

- 株式会社プライムポリマー (東京都、千葉県市原市、大阪府高石市)
- 大阪石油化学株式会社 (東京都、大阪府高石市)
- 三井化学東セロ株式会社 (東京都、茨城県古河市、静岡県浜松市)
- 下関三井化学株式会社 (山口県下関市)
- Mitsui Chemicals America, Inc. (米国)
- 三井化学不織布 (天津) 有限公司 (中国)
- Mitsui Phenols Singapore Pte Ltd. (シンガポール)
- Mitsui Elastomers Singapore Pte Ltd. (シンガポール)
- Siam Mitsui PTA Co., Ltd. (タイ)
- Mitsui Hygiene Materials Thailand Co., Ltd. (タイ)
- Mitsui Prime Advanced Composites India Pvt. Ltd. (インド)

7. 使用人の状況（2012年3月31日現在）

事業部門別名称	使用人数(人)	対前期末増減(人)
石 化	1,894	△83
基礎化学品	1,064	5
ウレタン	1,654	1
機能樹脂	857	36
加工品	1,873	79
機能化学品	1,493	20
その他	4,033	28
合計	12,868	86

8. 主要な借入先の状況（2012年3月31日現在）

借入先	借入額(百万円)
株式会社日本政策投資銀行	58,648
株式会社三井住友銀行	43,111
株式会社みずほコーポレート銀行	19,067
中央三井信託銀行株式会社	18,273
農林中央金庫	16,928

(注) 1. 上記の額には、シンジケートローン契約による以下の借入金を含みます。

株式会社三井住友銀行 4,000百万円

2. 中央三井信託銀行株式会社は、2012年4月1日をもって住友信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社となっております。

9. 企業集団の現況についてのご報告は、次により記載しております。

百万円単位の記載金額は、百万円未満四捨五入により表示しております。

II. 会社の現況

1. 株式の状況 (2012年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 3,000,000,000株
(2) 発行済株式の総数 1,022,020,076株
(3) 株主数 87,303人 (対前期末比2,256人減)
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	86,330	8.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	57,568	5.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (中央三井アセット信託銀行再信託分・ 東レ株式会社退職給付信託口)	37,425	3.73
三井物産株式会社	34,740	3.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	28,872	2.88
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT—TREATY CLIENTS	23,251	2.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	22,164	2.21
株式会社三井住友銀行	21,946	2.19
三井生命保険株式会社	17,319	1.72
三井住友海上火災保険株式会社	16,403	1.63

(注) 1. 持株比率は、自己株式 (20,250,111株) を控除して計算しております。

2. 当社は、20,250,111株の自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2012年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	藤吉建二	
代表取締役社長	田中稔一	業務執行全般統括。 I R・広報部、中国総代表、欧州総代表 及び米州総代表担当
代表取締役副社長	佐野 鉦一	社長補佐。総務部、法務部、経理部、シ ステム部及びリスク・コンプライアンス 委員会担当
専務取締役	鈴木基市	新自動車材開発室、新材料開発セン ター、R & D戦略室、三井化学シンガ ポールR & Dセンター、研究本部及び袖 ヶ浦総務・安全・環境部担当。 R & D戦略室長
専務取締役	岩淵 滋	石化事業本部、基礎化学品事業本部、ウ レタン事業本部、機能樹脂事業本部、加 工品事業本部、機能化学品事業本部及び 支店担当
専務取締役	大村康二	ニュービジネス推進室、レスポンスシ ンプル・ケア部、品質保証部、S C M推 進部、経営企画部、内部統制室及びレス ポンスンプル・ケア委員会担当。 内部統制室長
常務取締役	竹本 元	生産・技術本部、工場、購買部及び物流 部担当。生産・技術本部長
取締 役	武野氏悦夫	Mitsui Chemicals Asia Pacific, Ltd.、 Mitsui Chemicals (Shanghai) Co., Ltd.、 Mitsui Chemicals America, Inc.、Mitsui Chemicals Europe GmbH及び関係会社統 括部担当
取締 役	尾辻 信一	人事部、C S R推進部及びC S R委員会 担当
取締 役	永井多恵子	財団法人せたがや文化財団副理事長
取締 役	鈴木芳夫	弁護士法人一番町綜合法律事務所弁護士 中央大学法科大学院教授
常勤監査役	戸木秀則	
常勤監査役	古賀義徳	
監査 役	伊集院 功	弁護士
監査 役	門脇英晴	株式会社日本総合研究所特別顧問 帝京大学経済学部教授
監査 役	松田 博	京成電鉄株式会社常勤監査役

- (注) 1. 取締役のうち永井多恵子氏及び鈴木芳夫氏は、社外取締役であります。また、当社は永井多恵子氏及び鈴木芳夫氏を、東京証券取引所の定めに基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に対し届け出ております。
2. 監査役のうち伊集院功氏、門脇英晴氏及び松田博氏は、社外監査役であります。また、当社は伊集院功氏を、東京証券取引所の定めに基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に対し届け出ております。
3. 常勤監査役 古賀義徳氏は、長年にわたり当社及び当社グループにおいて経理業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 2012年4月1日をもって、会長及び社外取締役以外の取締役の地位及び担当を次のとおり変更しています。

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	田 中 稔 一	業務執行全般統括 I R・広報部、中国総代表、欧州総代表、米州総代表、三井化学東セロ株式会社及びM&A担当
代表取締役 副社長執行役員	佐 野 鉦 一	社長補佐。RC・品質保証部、総務部、法務部、経理部、システム部及びレスポンス・ケア委員会担当
取 締 役 専務執行役員	鈴 木 基 市	新自動車材開発室、新材料開発センター、環境・エネルギー事業推進室、R&D戦略室、三井化学シンガポールR&Dセンター、研究本部及び袖ヶ浦総務・安全・環境部担当
取 締 役 専務執行役員	岩 淵 滋	
取 締 役 専務執行役員	大 村 康 二	経営企画部及び内部統制室担当。 内部統制室長
取 締 役 常務執行役員	竹 本 元	生産・技術本部、工場、SCM推進部、購買部及び物流部担当。生産・技術本部長
取 締 役 常務執行役員	武野氏悦夫	Mitsui Chemicals Asia Pacific, Ltd.、Mitsui Chemicals (Shanghai) Co., Ltd.、Mitsui Chemicals America, Inc.、Mitsui Chemicals Europe GmbH、人事部、関係会社統括部、CSR部、CSR委員会及びリスク・コンプライアンス委員会担当
取 締 役	尾 辻 信 一	

(2) 取締役及び監査役の報酬等
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	16名 (3名)	399百万円 (22百万円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	6名 (4名)	93百万円 (30百万円)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	22名 (7名)	493百万円 (52百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬額は、2005年6月28日開催の第8期定時株主総会において、月額60百万円以内と決議しております。
2. 監査役の報酬額は、2005年6月28日開催の第8期定時株主総会において、月額11百万円以内と決議しております。
3. 上記の金額には、2011年6月24日開催の第14期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名及び監査役1名に対する2011年4月から退任時までの支給額が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 取締役永井多恵子氏は、財団法人せたがや文化財団の副理事長であります。当社と財団法人せたがや文化財団の間には特別な関係はありません。
- 取締役鈴木芳夫氏は、弁護士法人一番町総合法律事務所の弁護士及び中央大学法科大学院の教授であります。当社と弁護士法人一番町総合法律事務所及び当社と中央大学との間には特別な関係はありません。
- 監査役門脇英晴氏は、株式会社日本総合研究所の特別顧問及び帝京大学経済学部の教授であります。当社と株式会社日本総合研究所及び当社と帝京大学との間には特別な関係はありません。
- 監査役松田博氏は、京成電鉄株式会社の常勤監査役であります。当社と京成電鉄株式会社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（12回開催）	監査役会（18回開催）
	出席回数	出席回数
取締役 永井多恵子	10回	—
取締役 鈴木芳夫	12回	—
監査役 伊集院 功	12回	18回
監査役 門脇英晴	11回	17回
監査役 松田 博	9回 (同氏の就任後、取締役会は10回開催)	12回 (同氏の就任後、監査役会は13回開催)

b. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・取締役永井多恵子氏は、文教・消費経済をはじめとする専門の知識及び経験に基づき、主に社会とのコミュニケーション推進の観点から発言を行っております。
- ・取締役鈴木芳夫氏は、法的知識及び豊富な法曹界での経験に基づき、主にコンプライアンス推進の観点から発言を行っております。
- ・監査役伊集院功氏は、法的知識及び豊富な法曹界での経験に基づき、当社の業務執行における適正性確保の観点から発言を行っております。
- ・監査役門脇英晴氏は、金融機関の経営に長年携わるとともに、シンクタンク及び大学の役職に従事してきたことから、経営全般にわたる広い知識と経験に基づき、当社の業務執行における適正性確保の観点から発言を行っております。
- ・監査役松田博氏は、金融機関の経営に長年携わるとともに、民間企業の常勤監査役を勤めていることから、経営全般にわたる広い知識と経験に基づき、当社の業務執行における適正性確保の観点から発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	125百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	214百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「IFRS（国際財務報告基準）導入に関するアドバイザリー業務」及び「財務報告に係る内部統制に関するアドバイザリー業務」についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人がその適格性又は独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると判断したときその他必要がある場合、監査役会の同意を得て、会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に提出します。

また、監査役会は、会計監査人が、職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったときその他の会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する場合であって、職務を適切に遂行することが困難と判断したときは、会計監査人を解任し、又は会計監査人を再任しないことを株主総会の目的とするよう取締役に対し請求します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

4. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 業務執行を行う取締役は、取締役会規則に従い、重要な業務執行については、取締役会の承認を求めるほか、業務執行に際して認識した、法令・定款違反及び重大な損害が発生したこと又は発生する可能性、自己の行った重要な業務執行その他業務執行に係る重要な事実を取締役会における報告その他の方法により取締役・監査役に報告する。
- ② 取締役会に付議すべき事項のうち事前審議を要する事項及び業務執行に関する重要事項を審議するための機関として「経営会議」を設置し、適正かつ効率的な意思決定が可能な体制を構築する。なお、同会議には監査役が出席し、必要なときには意見を述べるができることとする。
- ③ 社内組織として内部統制室を設置し、予め経営会議で審議し策定した年間監査計画に基づき、関係会社を含む当社グループの会計及び業務の監査を実施するとともに、結果について経営会議に報告する。
- ④ 社員を対象とした法令・ルール遵守教育を定期的実施する。
- ⑤ 社員が業務を遂行する上で法令・ルール遵守の観点から特に注意を払わなければならない事項について、ポイントをまとめたガイドブックを作成して全社員に配布・周知し、法令・ルール遵守の徹底を図る。
- ⑥ 反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等外部専門機関との緊密な連携のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対に行わない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規則その他の社則に従い、文書又は電磁的記録により作成・保存・管理するものとし、これにより取締役の職務執行に係る情報へのアクセスを確保する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクを早期に発見し、リスク顕在化を未然に防止するために、「三井化学グループリスク管理システム」に従い、社長を最高責任者とするライン業務においてリスク管理に関するPDCAを着実に実施し、日常的に関係会社を含めたグループリスクの未然防止を確実にできる体制をとる。また、リスク管理規則に基づき、リスク管理方針等を審議し、リスク管理システムを維持、運営するため、担当取締役を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。

- ② リスクの顕在化により、当社グループに重大な影響を及ぼす可能性のある危機が発生した場合に備え、予め想定される危機に対して、迅速かつ確かな対応を図るための体制を整えるとともに、顧客に対して供給責任を果たせるよう適切な事業継続計画（BCP）を策定する。
- ③ 当社グループに重大な影響を及ぼす案件が発生した場合には、「危機管理規則」に基づき、社長又は社長が任命する者を本部長とする対策本部を速やかに設置し、その指示のもと、関係部署が連携・協力して、人身の安全、損害の最小化等に向けた施策を迅速・的確に実施する。
- ④ 社員が定期的にリスク管理教育を受講し、リスクの報告・相談窓口である「リスクホットライン」への通報が行える体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会規則その他の社則に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制をとる。
- ② 取締役会では経営に関する重要事項について意思決定するとともに、各取締役の業務執行を監督する。また、経営監督機能と業務執行機能の役割分担の明確化を図るため、執行役員制度を導入する。この体制において取締役会は、経営監督機能と全社戦略の策定機能をもつので、事業運営実態との乖離を招かないよう、業務執行取締役を置く。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社ごとにその運営管理を担当する部署（所管部門）を定める。所管部門は、当該子会社の管理を適切に行うために、当社の経営方針及び所管部門の経営戦略の周知・徹底、当該子会社の経営状況の把握等を行う。
- ② 子会社に派遣された監査役が監査を実施するとともに、当社の内部統制室が定期的に監査を実施し、業務処理が適正に行われていることを確認する。当社の監査役はこれらの結果を踏まえ、必要に応じて自ら調査を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助するために、監査役直属の法務・経理等の専門知識を有する専任の社員を置く。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する社員は、監査役の指揮命令下で職務を遂行する。当該社員

の配置・異動にあたって監査役の意思が反映される体制をとる。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び社員は、監査役監査規則その他の社則に従い、監査役が報告を要請した事項、内部監査部門が行った内部監査の結果、重要なリスク情報、当社グループに重大な影響を及ぼす可能性のある危機情報等を監査役に報告する。
- ② 監査役は、会計監査人より年間監査計画の説明を受け、確認を行うとともに、監査結果の報告を受ける。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会のみならず、社内の重要な諸会議に出席する。また、社長等との間で定期的に意見交換を行う場を持つ。
- ② 監査役は、業務執行取締役の決裁書及び重要な諸会議の議事録の回付を受け、確認する。
- ③ 監査役は、会計監査人との間及び内部統制室との間で、それぞれの年間監査計画、監査結果等につき意見交換を行う等、相互に連携を図り監査を実施する。

5. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、これに応じるべきか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、「『化学』、『革新』、『夢』の三井化学～絶えず革新を追求し、化学のちからで夢をかたちにする企業グループ」を「目指すべき企業グループ像」として、

企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っております。当社の企業価値の源泉は、高機能・高品質な製品の開発を可能とする高い技術力にあるとの考えのもと、当社独自の技術・素材を活かした新製品の開発を進めるとともに、資源・環境・エネルギー問題に対する「化学」の果たすべき役割とチャンスを活かした次世代大型事業の創出に取り組んでおります。さらに、企業としての社会的責任を全うし、広く社会からの信頼を確保していくために、コーポレート・ガバナンスの充実が最も重要な課題と認識しており、社外取締役の選任、監査役機能の重視、内部統制システムの構築・推進、リスク・コンプライアンス委員会活動の強化等の諸施策を推進しております。また、ステークホルダーからの信頼を一層高めるため、環境・安全・品質の確保、社会貢献活動、法令・ルール遵守の徹底等のCSR活動の更なる充実・強化に努めております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2010年3月31日開催の当社取締役会及び2010年6月24日開催の当社第13期定時株主総会の各決議に基づき、2007年6月26日に導入した「当社株券等の大量買付行為に関する対応策」（買収防衛策）の内容を一部改定した上で更新いたしました（以下、改定後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）。

本プランの具体的な内容の概要は以下のとおりです。

① 本プランの目的

本プランは、当社株式に対する大量買付が行われた際に、かかる大量買付に応じるべきか否かを株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するためのものです。

② 対象となる買付等

本プランは、次のa. 又はb. に該当する買付若しくはこれに類似する行為又はこれらの提案（以下「買付等」と総称し、買付等を行う買付者又は買付提案者を「買付者等」と総称します。）を適用対象とします。買付者等は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、当社取締役会において新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議が行われるまでの間、買付等を実行してはならないものとし、

- a. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付
- b. 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

③ 本プランの発動に係る手続及び発動要件等

上記に定める買付等を行う買付者等は、買付等の実行に先立ち、当社に対して、買付等の内容の検討に必要な所定の情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を提出していただきます。

なお、当社経営陣から独立した者のみで構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内（原則として60日以内とします。）に買付者等の買付等の内容に対する意見、その根拠資料及び代替案等の提示を要求することがあります。

独立委員会は、買付者等及び当社取締役会から情報、資料等の提供を受けてから原則として最長60日間の検討期間（ただし、一定の場合には原則として30日を上限として延長を行うことができます。）を設定し、買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、買付者等との協議・交渉等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、又は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等所定の要件のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権（下記④に定義されます。以下同じ。）の無償割当てを実施することが相当である場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。なお、独立委員会は、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

他方、独立委員会は、買付者等による買付等が所定の要件のいずれにも該当しないと判断した場合、又は当社取締役会が独立委員会の要求にかかわらず上記に規定する意見又は独立委員会が要求する情報、資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

当社取締役会は、独立委員会から上記勧告を受けた場合には、これを最大限尊重して速やかに、本新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行います。ただし、独立委員会が当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合には、当社取締役会は、株主総会を招集し、株主の意思を確認することができるものとします。

④ 本新株予約権の概要

本プランにおいて無償割当てを行う新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）は、割当期日における当社以外の当社の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、割り当てられます。本新株予約権の目的である株式は、原則として当社普通株式1株とします。本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が別途定める価額とします。

買付者等所定の要件に該当する者（以下「特定買付者等」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、当社は、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに当社株式を交付することができます。

⑤ 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、2013年3月期の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

(4) 上記各取組みに対する取締役会の判断及びその理由

① 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記(2)の取組み）

当社独自の技術・素材を活かした新製品の開発、資源・環境・エネルギー関連の次世代大型事業の創出、コーポレート・ガバナンスの充実等の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に資するものです。したがって、これらの各施策は基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記(3)の取組み）

以下の理由から、本プランは基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- a. 経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足していること
- b. 当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的を

- もって導入・更新されたものであること
- c. 株主総会において株主の承認を得て更新されたものであること、発動に際して一定の場合に株主の意思を確認することとされていること、有効期間の満了前であっても株主総会において本プランを廃止することができること等、株主の意思を重視するものであること
 - d. 当社の業務執行を行う経営陣から独立した独立委員会の客観的な判断を最大限に尊重して対抗措置の発動・不発動を決定すること
 - e. 合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動しないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されていること
 - f. 独立した第三者の助言を得ることにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みが確保されていること
 - g. 当社取締役の任期は1年とされており、毎年の取締役の選任を通じて株主の意向を反映させることが可能であること
 - h. デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）でも、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもないこと

6. 会社の現況についてのご報告は、次により記載しております。

- (1) 百万円単位の記載金額は、百万円未満四捨五入により表示しております。
- (2) 千株単位の株式数は、千株未満切り捨てにより表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 2012年3月31日現在

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部	1,256,303	負債の部	840,532
流動資産	661,311	流動負債	451,507
現金及び預金	54,340	支払手形及び買掛金	194,025
受取手形及び売掛金	274,500	短期借入金	96,492
有価証券	2,212	1年内返済予定の長期借入金	24,482
たな卸資産	248,397	コマーシャル・ペーパー	18,700
繰延税金資産	10,061	1年内償還予定の社債	30,000
未収入金	62,418	リース負債	121
その他の	9,954	未払金	52,857
貸倒引当金	△ 571	未払法人税等	3,978
		役員賞与引当金	35
固定資産	594,992	修繕引当金	9,165
有形固定資産	430,629	その他の	21,652
建物及び構築物	107,035	固定負債	389,025
機械装置及び運搬具	139,409	社債	93,000
土地	165,210	長期借入金	201,501
建設仮勘定	11,630	リース負債	477
その他の	7,345	繰延税金負債	13,561
無形固定資産	11,612	退職給付引当金	53,150
のれん	1,320	役員退職慰労引当金	313
ソフトウェア	5,016	修繕引当金	3,832
その他の	5,276	環境対策引当金	7,264
投資その他の資産	152,751	資産除去債務	2,345
投資有価証券	93,850	その他の	13,582
繰延税金資産	3,213	純資産の部	415,771
その他の	56,463	株主資本	396,498
貸倒引当金	△ 775	資本金	125,053
合計	1,256,303	資本剰余金	91,065
		利益剰余金	194,648
		自己株式	△ 14,268
		その他の包括利益累計額	△ 29,062
		その他有価証券評価差額金	8,179
		繰延ヘッジ損益	△ 81
		為替換算調整勘定	△ 37,160
		少数株主持分	48,335
		合計	1,256,303

連結損益計算書

自 2011年4月1日
至 2012年3月31日

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		1,454,024
売上原価		1,261,201
売上総利益		192,823
販売費及び一般管理費		171,259
営業利益		21,564
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,341	
負ののれん償却額	683	
持分法による投資利益	5,541	
その他	5,559	15,124
営業外費用		
支払利息	7,061	
休止費用	1,002	
為替差損	1,150	
その他	4,591	13,804
経常利益		22,884
特別利益		
固定資産売却益	2,374	
投資有価証券売却益	19	
事業譲渡益	543	
退職給付信託設定益	7,376	
環境対策引当金戻入額	2,194	12,506
特別損失		
固定資産処分損	2,950	
固定資産売却損	68	
減損	12,906	
関連事業損	674	
投資有価証券評価損	1,053	
災害による損失	1,386	19,037
税金等調整前当期純利益		16,353
法人税、住民税及び事業税	9,703	
法人税等調整額	△ 916	8,787
少数株主損益調整前当期純利益		7,566
少数株主利益		8,573
当期純損失		1,007

連結株主資本等変動計算書

自 2011年4月1日
至 2012年3月31日

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	125,053	91,065	201,692	△14,254	403,556
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 6,011		△ 6,011
当 期 純 損 失			△ 1,007		△ 1,007
自 己 株 式 の 取 得				△ 55	△ 55
自 己 株 式 の 処 分			△ 26	41	15
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△ 7,044	△ 14	△ 7,058
当 期 末 残 高	125,053	91,065	194,648	△14,268	396,498

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	11,490	120	△31,426	△19,816	47,361	431,101
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△ 6,011
当 期 純 損 失						△ 1,007
自 己 株 式 の 取 得						△ 55
自 己 株 式 の 処 分						15
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 3,311	△201	△ 5,734	△ 9,246	974	△ 8,272
当 期 変 動 額 合 計	△ 3,311	△201	△ 5,734	△ 9,246	974	△ 15,330
当 期 末 残 高	8,179	△ 81	△37,160	△29,062	48,335	415,771

(ご 参 考)

連結キャッシュ・フロー計算書の要旨

自 2011年4月1日
至 2012年3月31日

(単位：億円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	433
投資活動によるキャッシュ・フロー	△425
財務活動によるキャッシュ・フロー	△267
現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 6
現金及び現金同等物の増減額	△265
現金及び現金同等物の期首残高	811
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額	0
現金及び現金同等物の期末残高	546

(注)金額は、億円未満四捨五入により表示しております。

連結包括利益計算書の要旨

自 2011年4月1日
至 2012年3月31日

(単位：億円)

科 目	金 額
少数株主損益調整前当期純利益	76
その他の包括利益	△113
包括利益	△ 37

(内訳)

親会社株主に係る包括利益	△103
少数株主に係る包括利益	66

(注)金額は、億円未満四捨五入により表示しております。

計算書類

貸借対照表 2012年3月31日現在

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部	990,598	負債の部	710,843
流動資産	395,533	流動負債	365,874
現金及び預金	33,549	買掛金	134,330
受取手形	245	短期借入金	69,482
売掛金	182,183	1年内返済予定の長期借入金	19,670
商品及び製品	67,973	商業・ペーパー	18,000
仕掛品	2,343	1年内償還予定の社債	30,000
原材料及び貯蔵品	29,814	リース債	99
前払費用	2,515	未払税金	40,358
前払短期貸付金	1,030	未払法人税	9,109
繰延税金資産	4,856	前払受取金	220
未収金	5,668	修繕引当金	111
貸倒引当金	62,630	債務保証等損失引当金	36,215
	2,792	その他	7,329
	△ 65	固定負債	854
固定資産	595,065	社長期借入金	97
有形固定資産	276,226	長期借入金	344,969
建物	45,320	繰上り入金	90,000
構築物	21,536	リース負債	183,830
機械及び装置	54,215	繰上り延税引当金	174
車両運搬具	120	退職給付引当金	4,699
工具、器具及び備品	3,377	退職給付引当金	48,065
土地	144,277	修繕引当金	1,521
建設仮勘定	7,381	環境対策引当金	7,264
無形固定資産	4,630	資産除却債	482
工業所有権	519	その他	8,934
著作権	509	純資産の部	279,755
ソフトウエア	3,602	株主資本	272,603
投資その他の資産	314,209	資本金	125,053
投資有価証券	42,375	資本剰余金	93,783
関係会社株	213,532	資本準備金	93,783
関係会社出資	571	利益剰余金	68,035
関係会社貸付金	10,525	利益準備金	12,506
長期貸付金	1,421	その他利益剰余金	55,529
破産更生債権等	653	固定資産圧縮積立金	3,803
関係会社長期貸付金	2,221	配当引当金	10,000
長期前払費用	935	別途積立金	28,070
前払金の費用	37,211	繰越利益剰余金	13,656
貸倒引当金	5,489	自己株式	△ 14,268
	△ 724	評価・換算差額等	7,152
		その他有価証券評価差額金	7,174
		繰延ヘッジ損益	△ 22
合計	990,598	合計	990,598

損益計算書

自 2011年4月1日
至 2012年3月31日

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		857,301
売上原価		794,930
売上総利益		62,371
販売費及び一般管理費		83,542
営業損失		21,171
営業外収益		
受取利息及び配当金	35,029	
受取賃貸料	1,258	
その他の	2,750	39,037
営業外費用		
支払利息	5,879	
為替差損	1,552	
休止費用	992	
その他の	4,377	12,800
経常利益		5,066
特別利益		
固定資産売却益	2,313	
事業譲渡益	543	
退職給付信託設定益	7,376	
環境対策引当金戻入額	2,194	12,426
特別損失		
固定資産処分損	2,038	
固定資産売却損	34	
減損損	11,999	
関連事業損失	1,109	
投資有価証券評価損	903	
災害による損失	1,341	17,424
税引前当期純利益		68
法人税、住民税及び事業税	715	
法人税等調整額	△ 3,765	△ 3,050
当期純利益		3,118

株主資本等変動計算書

自 2011年 4月 1日
至 2012年 3月 31日

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自 己 株 式	株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		其 他 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金 計				
当 期 首 残 高	125,053	93,783	93,783	12,506	58,448	70,954	△14,254	275,536	
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					△ 6,011	△ 6,011		△ 6,011	
当 期 純 利 益					3,118	3,118		3,118	
自 己 株 式 の 取 得							△ 55	△ 55	
自 己 株 式 の 処 分					△ 26	△ 26	41	15	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△ 2,919	△ 2,919	△ 14	△ 2,933	
当 期 末 残 高	125,053	93,783	93,783	12,506	55,529	68,035	△14,268	272,603	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	10,496	23	10,519	286,055
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△ 6,011
当 期 純 利 益				3,118
自 己 株 式 の 取 得				△ 55
自 己 株 式 の 処 分				15
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△ 3,322	△45	△ 3,367	△ 3,367
当 期 変 動 額 合 計	△ 3,322	△45	△ 3,367	△ 6,300
当 期 末 残 高	7,174	△22	7,152	279,755

(注) その他利益剰余金の内訳

	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	配 当 引 当 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	合 計
当 期 首 残 高	3,624	10,000	28,070	16,754	58,448
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△ 6,011	△ 6,011
当 期 純 利 益				3,118	3,118
自 己 株 式 の 処 分				△ 26	△ 26
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立	287			△ 287	—
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	△ 108			108	—
当 期 変 動 額 合 計	179	—	—	△ 3,098	△ 2,919
当 期 末 残 高	3,803	10,000	28,070	13,656	55,529

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2012年5月14日

三井化学株式会社

代表取締役社長 田中稔一殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 園 マリ ①

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田光完治 ①

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 狩野茂行 ①

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 植木貴幸 ①

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井化学株式会社の2011年4月1日から2012年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井化学株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

(重要な後発事象の注記)に記載されているとおり、2012年4月22日に、会社の岩国大竹工場において爆発・火災事故が発生しており、現在、一部のプラントを除き操業を停止している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2012年5月14日

三井化学株式会社

代表取締役社長 田中稔一殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 園 マリ ①

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田光完治 ①

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 狩野茂行 ①

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 植木貴幸 ①

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井化学株式会社の2011年4月1日から2012年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

(重要な後発事象の注記)に記載されているとおり、2012年4月22日に、会社の岩国大竹工場において爆発・火災事故が発生しており、現在、一部のプラントを除き操業を停止している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2011年4月1日から2012年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針及び取組みについては、取締役会等における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、また、子会社に赴き調査いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を準拠すべき基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る、事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。また、そのための取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、事業報告に記載のとおり、2012年4月、岩国大竹工場において爆発・火災事故が発生いたしました。監査役会は、関係当局による調査、事故調査委員会による原因の究明、再発防止対策等の取組み状況を注視してまいります。

2012年5月17日

三井化学株式会社 監査役会

常勤監査役	戸 木 秀 則	Ⓜ
常勤監査役	古 賀 義 徳	Ⓜ
社外監査役	伊集院 功	Ⓜ
社外監査役	門 脇 英 晴	Ⓜ
社外監査役	松 田 博	Ⓜ

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金を以下のとおり処分いたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、事業の成長・拡大による企業価値の向上を最重点課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と位置付けております。

利益の配分につきましては、株主の皆様への利益還元及び今後の成長・拡大戦略に備えた内部留保の充実等を総合的に勘案いたします。

配当につきましては、連結配当性向及び連結自己資本配当率（DOE）を勘案し、中長期的な視点で連結業績に応じた利益還元及び安定的な配当の継続に努めてまいります。具体的には、連結配当性向25%以上、かつ、DOE2%以上を目標とする方針としております。

内部留保につきましては、更なる成長・拡大加速及び目指すべき事業ポートフォリオの実現加速のための投融資、革新的な新技術創出のための研究開発等に充当し、業績の向上を図ってまいります。

当期の期末配当につきましては、当期業績が損失計上のやむなきに至り、かつ、今後の事業環境の見通しが不透明な状況ではありますが、株主の皆様への利益還元の意義を認識し、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

前期末と同額の1株につき金3円、総額3,005,309,895円といたしたいと存じます。

これにより、当期の配当金は、既に中間配当金としてお支払いいたしました1株につき3円と合わせ、年6円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2012年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社及び当社子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業の性質に従った配列の見直し及び既に廃止された事業の削除を行い、併せて2011年度中期経営計画における重点事業の明記を行うため、現行定款第2条につきまして事業目的の変更を行うものであります。
- (2) 利便性向上及び公告手続合理化のため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告を行うことができないときの措置を定めるため、現行定款第5条の変更を行うものであります。
- (3) 当社の業務執行体制の中心となる執行役員制度を定款上明確に位置付け、執行役員が取締役会の決定した業務を執行することを明確化するとともに、執行役員に社長、副社長、専務及び常務の役位を付与できることを明示するため、現行定款第23条の変更及び第25条の規定新設を行うとともに、現行定款第25条以下を各1条ずつ繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

現行定款の一部を、下記変更案のとおり改めようとするものであります。

(下線部分は変更箇所、※は配列の見直し箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案	備考
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 (現行どおり)	
(1) 次の製品の製造、加工及び売買	(1) (現行どおり)	
ア. エチレン系、プロピレン系、ブチレン系、芳香族系製品その他石油化学製品	ア. (現行どおり)	
イ. 無機工業薬品、有機工業薬品及びガス製品	イ. (現行どおり)	
ウ. 合成樹脂、合成繊維、合成ゴム等の高分子化合物	ウ. (現行どおり)	
エ. 殺虫剤、殺菌剤、除草剤その他農薬	エ. 染料、顔料、塗料、 <u>接着剤</u> 及び溶剤	文言追加 ※
オ. 医薬品、医薬部外品、化粧品、動物用医薬品、医療材料及び医療用具	オ. 硫酸アンモニア、尿素、過磷酸石灰その他肥料	※
カ. 触媒	カ. (現行どおり)	
キ. 染料、顔料、塗料及び溶剤	キ. 殺虫剤、殺菌剤、除草剤その他農薬	※

現 行 定 款	変 更 案	備考
ク. 硫酸アンモニア、尿素、過磷酸石灰 その他肥料	ク. 医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、医療材料、 <u>医療機器、化粧品、歯科材料及びメガネレンズ材料等のヘルスケア材料</u>	文言修正 ※
ケ. 食品、食品添加物、飼料、飼料添加物及び酵素	ケ. <u>衛生用及び産業用等の不織布</u>	文言追加 ※
コ. 不織布	コ. 食品、食品添加物、飼料、飼料添加物及び酵素	※
サ. 土木建築用資材、住宅用資材及び農業用資材 (新設)	サ. <u>電子情報及び環境・エネルギー関連機器用資材</u>	文言修正 ※
シ. 荷役用、運送用パレット及び包装袋等の物流資材	シ. <u>包装用及び産業用等フィルム並びに高機能フィルム及びシート</u>	新設
ス. <u>電子機器及びその関連資材</u>	ス. 土木建築用資材、住宅用資材及び農業用資材 (削除)	※ 削除
セ. <u>非晶質金属その他の人工鉱物</u>	セ. 荷役用、運送用パレット及び包装袋等の物流資材	※
(2) 化学工業用、環境保全用、水処理用等の設備、システム及び機器の設計、製作、施工、売買及び技術指導並びに土木・建築その他の建設工事の設計、施工及び監理	(2) 種苗、野菜その他農作物の生産及び売買	※
(3) コンピューターソフトウェア及びその関連システムの設計、製作、売買及び技術指導	(3) 石油、可燃性天然ガスその他の鉱物の採掘、加工及び売買	※
(4) 種苗、野菜その他農作物の生産及び売買	(4) 前各号の事業に関する輸出入業	※
(5) 前各号の事業に関する輸出入業	(5) 化学工業用、環境保全用、水処理用等の設備、システム及び機器の設計、製作、施工、売買及び技術指導並びに土木・建築その他の建設工事の設計、施工及び監理	※
(6) 産業廃棄物及び一般廃棄物の収集、運搬、処理、再生及び再生品の売買	(6) 化学分析その他各種分析、試験及び検査並びにこれらに関する調査の受託及び技術指導	※

現 行 定 款	変 更 案	備考
(7) 貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業、内航海運業、港湾運送事業及び倉庫業	(7) <u>医療、保健、保育及び体育</u> に関するシステム及び施設の運営	文言修正 ※
(8) 損害保険の代理及び生命保険の募集に関する業務	(8) コンピューターソフトウェア及びその関連システムの設計、製作、売買及び技術指導	※
(9) 化学分析その他各種分析、試験及び検査並びにこれらに関する調査の受託及び技術指導	(9) 情報の収集及び処理の受託並びにこれらに関する調査の受託及び技術指導	※
(10) <u>体育、遊戯に関する機器の開発、設計、製作、施工及び売買並びに体育、遊戯</u> に関するシステム及び施設の運営	(10) 損害保険の代理及び生命保険の募集に関する業務	※
(11) 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理	(11) (現行どおり)	
(12) 石油、可燃性天然ガスその他の鉱物の採掘、加工及び売買	(12) 旅行業法に基づく旅行業	※
(13) 旅行業法に基づく旅行業	(13) 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業	※
(14) 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業	(14) 産業廃棄物及び一般廃棄物の収集、運搬、処理、再生及び再生品の売買	※
(15) 情報の収集及び処理の受託並びにこれらに関する調査の受託及び技術指導	(15) 貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業、内航海運業、港湾運送事業及び倉庫業	※
(16) 電気の供給事業	(16) <u>発電及び電気の供給事業</u>	文言追加
(17) 前各号の事業に関するコンサルティング及び発明・ノウハウ等の技術情報の調査、売買、供与	(17) (現行どおり)	
(18) 前各号の事業に附帯関連する事業	(18) (現行どおり)	
(公告方法) 第5条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。	(公告方法) 第5条 当会社の公告方法は、 <u>電子公告とする。但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</u>	文言追加

現 行 定 款	変 更 案	備考
<p>(代表取締役等)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議により、代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議により、<u>社長1名を選定する。</u></p> <p>3 取締役会は、その決議により、<u>会長及び副会長各1名並びに副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(代表取締役等)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会は、その決議により、<u>取締役の中から、社長1名を選定するとともに、会長及び副会長各1名を選定することができる。</u></p> <p>3 (削除)</p> <p>(執行役員)</p> <p>第25条 <u>当社は、取締役会の決議により、執行役員を置くことができる。取締役会は、執行役員に取締役会の決定した業務の執行を行わせ、これに社長、副社長、専務、常務その他の役位を付与することができる。</u></p> <p>(現行定款第25条から第34条までを1条ずつ繰り下げる。)</p>	<p>2項修正</p> <p>3項削除</p> <p>新設</p>

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（11名）の任期が、本定時株主総会終結の時をもって満了いたしますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。なお、コーポレート・ガバナンスを充実させ、経営の透明性を高めるため、10名のうち2名は社外取締役候補者としております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ふじ よし けん じ 藤 吉 建 二 (1944年2月14日生)	1969年 4月 当社入社 1997年 6月 当社取締役 2001年 6月 当社常務取締役 2003年 6月 当社専務取締役 2005年 6月 当社代表取締役社長 2009年 6月 当社代表取締役会長 2010年 6月 当社取締役会長 現在に至る	89,000株
2	た なか とし かず 田 中 稔 一 (1945年2月7日生)	1968年 4月 東洋高压工業(株) (三井東圧化学(株)) 入社 1999年 6月 当社取締役 2003年 6月 当社常務取締役 2005年 6月 当社代表取締役副社長 2009年 6月 当社代表取締役社長 2012年 4月 当社代表取締役社長執行役員 現在に至る (業務執行全般統括。IR・広報部、中国総代表、欧州総代表、米州総代表、三井化学東セロ(株)及びM&A担当)	104,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
3	さ の こう いち 佐 野 鋳 一 (1948年8月30日生)	1971年 4月 当社入社 2003年 6月 当社執行役員 2005年 6月 当社常務取締役 2009年 6月 当社代表取締役副社長 2012年 4月 当社代表取締役副社長執行役員 現在に至る (社長補佐。RC・品質保証部、総務部、法務部、経理部、システム部及びレスポンシブル・ケア委員会担当)	36,200株
4	すず き き いち 鈴 木 基 市 (1949年5月23日生)	1973年 4月 三井東圧化学㈱入社 2003年 6月 当社執行役員 経営企画部長 2005年 6月 当社執行役員 機能化学品事業グループ精密化学品事業部長 2007年 4月 当社常務執行役員 先端化学品事業本部長 2007年 6月 当社常務取締役 先端化学品事業本部長 2009年 6月 当社専務取締役 先端化学品事業本部長 2010年 4月 当社専務取締役 2011年 6月 当社専務取締役 R&D戦略室長 2012年 4月 当社取締役専務執行役員 現在に至る (新自動車材開発室、新材料開発センター、環境・エネルギー事業推進室、R&D戦略室、三井化学シンガポールR&Dセンター、研究本部及び袖ヶ浦総務・安全・環境部担当)	12,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
5	おおむらやすじ 大村康二 (1954年2月14日生)	1979年 4月 当社入社 2005年 6月 当社執行役員 基礎化学品事業グループ企画管理部長 2007年 4月 当社執行役員 基礎化学品事業本部 P T A ・ P E T 事業部長 2009年 4月 当社常務執行役員 経営企画室経営企画部長 2009年 6月 当社常務取締役 中国総代表兼経営企画室長兼同室経営企画部長 2010年 4月 当社常務取締役 経営企画部長兼内部統制室長 2011年 6月 当社専務取締役 内部統制室長 2012年 4月 当社取締役専務執行役員 内部統制室長 現在に至る (経営企画部及び内部統制室担当)	39,000株
6	たけもとげん 竹本元 (1952年1月12日生)	1974年 4月 当社入社 2007年 4月 当社執行役員 生産・技術本部市原工場長 2009年10月 当社常務執行役員 基礎化学品事業本部副本部長 2010年 4月 当社常務執行役員 石化事業本部長 2011年 6月 当社常務取締役 生産・技術本部長 2012年 4月 当社取締役常務執行役員 生産・技術本部長 現在に至る (生産・技術本部、工場、S C M 推進部、購買部及び物流部担当)	28,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
7	たけのうじ えつ お 武野氏 悦 夫 (1948年9月28日生)	1972年 4月 デュポンファーイースト社入社 1993年10月 デュポン(株)取締役 1996年 1月 同社常務取締役 1997年 9月 同社常務取締役兼三井・デュポン フロロケミカル(株)代表取締役社長 2002年 1月 同社専務取締役兼三井・デュポン フロロケミカル(株)代表取締役社長 2003年 1月 同社取締役副社長兼三井・デュポン フロロケミカル(株)代表取締役社長 2010年 9月 当社入社 2011年 6月 当社取締役 2012年 4月 当社取締役常務執行役員 現在に至る (Mitsui Chemicals Asia Pacific, Ltd.、Mitsui Chemicals (Shanghai) Co.,Ltd.、Mitsui Chemicals America, Inc.、Mitsui Chemicals Europe GmbH、 人事部、関係会社統括部、CSR 部、CSR委員会及びリスク・コン プライアンス委員会担当)	13,000株
8	たんのわ つとむ 淡 輪 敏 (1951年10月26日生)	1976年 4月 三井東圧化学(株)入社 2005年 6月 当社工業薬品事業部長 2007年 4月 当社執行役員 人事・労制部長 2010年 4月 当社常務執行役員 基礎化学品事業 本部長 2012年 4月 当社常務執行役員 現在に至る (石化事業本部、基礎化学品事業本 部、ウレタン事業本部、機能樹脂事 業本部、機能化学品事業本部及び支 店担当)	14,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
9	なが い た え こ 永 井 多 恵 子 (1938年1月30日生)	1960年 4月 日本放送協会入局 1990年 8月 日本放送協会浦和（現、さいたま） 放送局長 1993年 6月 日本放送協会解説主幹（文化・教 育） 1997年 4月 世田谷文化生活情報センター館長 2005年 1月 日本放送協会副会長 2009年 6月 財団法人せたがや文化財団副理事長 現在に至る 2010年 6月 当社取締役 現在に至る 重要な兼職の状況 財団法人せたがや文化財団副理事長	0株
10	すず き よし お 鈴 木 芳 夫 (1945年11月1日生)	1970年 4月 検事任官 1983年 4月 司法研修所教官 1987年 3月 法務省訟務局租税訟務課長 1997年 6月 東京高等検察庁刑事部長 1999年 4月 大津地方検察庁検事正 2003年 2月 最高検察庁総務部長 2006年12月 広島高等検察庁検事長 2008年 1月 検事退官 2008年 4月 弁護士登録 弁護士法人一番町綜合法律事務所 入所 現在に至る 中央大学法科大学院教授 現在に至 る 2010年 6月 当社取締役 現在に至る 重要な兼職の状況 弁護士法人一番町綜合法律事務所 弁護士 中央大学法科大学院教授	7,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 永井多恵子氏及び鈴木芳夫氏は、社外取締役候補者であります。また、当社は永井多恵子氏及び鈴木芳夫氏を、東京証券取引所の定めに基づき、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に対し届け出ております。永井多恵子氏及び鈴木芳夫氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
3. 永井多恵子氏及び鈴木芳夫氏を社外取締役候補者とした理由及び社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、以下のとおりであります。
- (1) 永井多恵子氏
長く日本放送協会にご勤務され、現在は文化財団の副理事長等を務めておられます。文教・消費経済をはじめとする専門の知識とご経験をもとに、当社の経営に対し有益なご助言をいただけるものと期待しており、社外取締役として適任であると考えております。
- (2) 鈴木芳夫氏
長く検察庁及び法務省にご勤務され、専門の知識を有しておられます。豊富な法曹界でのご経験をもとに、当社のコンプライアンス推進に有益なご助言をいただけるものと期待しており、社外取締役として適任であると考えております。
4. 永井多恵子氏及び鈴木芳夫氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、永井多恵子氏及び鈴木芳夫氏ともに2年間となります。
5. 現在、当社と永井多恵子氏及び鈴木芳夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。永井多恵子氏及び鈴木芳夫氏が再任された場合、当社と各氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役戸木秀則氏の任期が、本定時株主総会終結の時をもって満了いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
いわぶち しげる 岩淵 滋 (1952年1月31日生)	1974年 4月 当社入社 2003年10月 当社執行役員 ポリエチレン事業部長 2005年 4月 当社執行役員待遇嘱託 (株)プライムポリマー取締役 企画管理部長 2007年 4月 当社常務執行役員待遇嘱託 (株)プライムポリマー取締役 企画管理部長 2007年 6月 当社常務執行役員待遇嘱託 (株)プライムポリマー代表取締役社長 2009年 6月 当社専務執行役員待遇嘱託 (株)プライムポリマー代表取締役社長 2010年 4月 当社専務執行役員 2010年 6月 当社専務取締役 2012年 4月 当社取締役 現在に至る	32,000株

(注)候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上

インターネット等による議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、議決権行使専用ウェブサイト <http://www.web54.net> をご利用いただくことによつてのみ可能です。同ウェブサイトへは、パーソナルコンピューターによるアクセスが可能となっております。ご利用に際しては、次の事項をご覧ください、ご了承の上ご利用いただきますようお願い申し上げます。

なお、インターネットによる議決権行使は、議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」を入力し、画面の案内に従って行って下さい。

(1) 議決権行使のお取り扱い

- ① インターネットによる議決権行使は、総会開催日前日の午後5時40分までに行ってくださいようお願いいたします。
- ② 書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。
- ③ インターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものいたします。

(2) パスワードのお取り扱い

- ① パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。届出印鑑や暗証番号と同様に大切にお取り扱い下さい。また、パスワードのお電話等によるご照会には、お答えできません。
- ② パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまい、パスワードの再発行を希望する場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。

(3) システムに関する環境条件

議決権行使専用ウェブサイトをご利用いただくために、次のシステム環境をご確認下さい。

- ① 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること
- ② 次のアプリケーションをインストールしていること
 - a. マイクロソフト社Microsoft[®] Internet Explorer Ver. 5.01 SP2以降
 - b. アドビシステムズ社Adobe[®] Acrobat[®] Reader[™] Ver. 4.0以降又は、Adobe[®] Reader[®] Ver. 6.0以降（画面上で参考書類等をご覧ください）

※Microsoft[®]及びInternet Explorerは米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

※Adobe[®] Acrobat[®] Reader[™]、Adobe[®] Reader[®]はAdobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

- ③ 同ウェブサイトはポップアップ機能を使用しておりますので、ポップアップ機能を自動的に遮断する機能（ポップアップブロック機能等）をご利用されている場合は、解除（又は一時解除）の上、ご利用下さい。
- ④ お勤め先の会社等からインターネットに接続される場合、インターネットの接続に、ファイアウォール等の設定によりインターネット上での通信が制限されることがありますので、システム管理者の方にご確認下さい。

(4) パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- ① 議決権行使専用ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120(652)031

(受付時間 土日除く 9:00~21:00)

- ② その他のご登録住所・株式数のご照会等は、下記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120(782)031

(受付時間 土日除く 9:00~17:00)

2. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様は、電磁的方法による議決権行使の方法として、予めお申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for handwriting practice.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing practice.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing practice.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

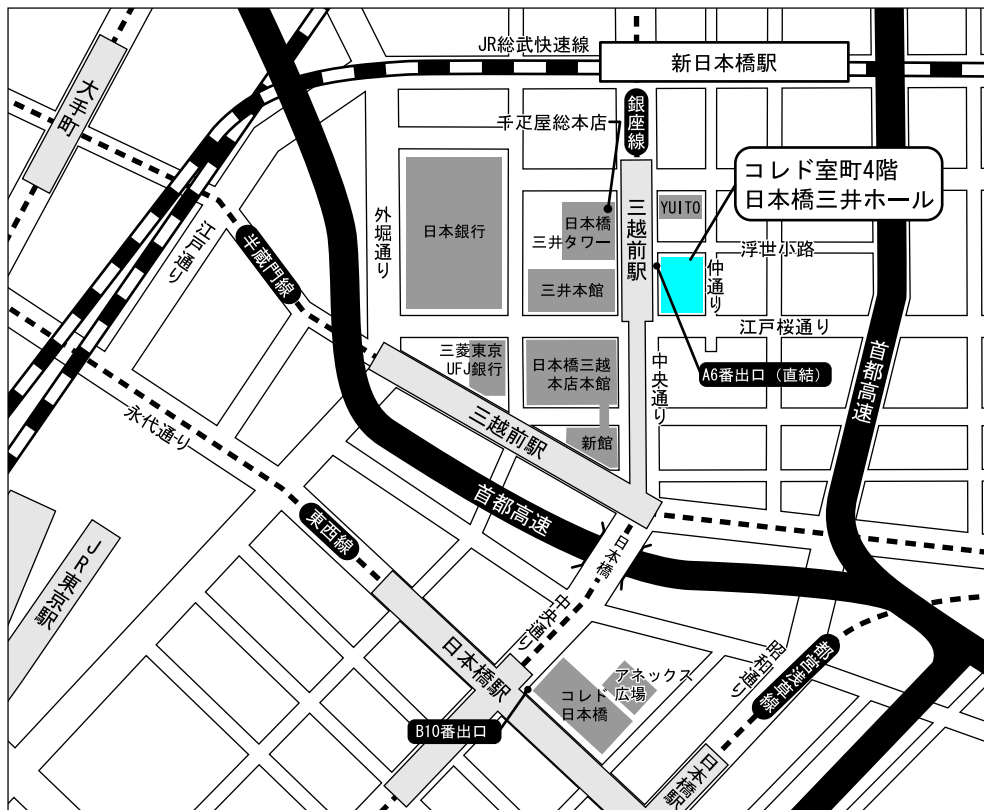
第15期 定時株主総会 会場ご案内図

● 会 場

東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号 コレド室町 4階 日本橋三井ホール TEL. 03-5200-3211

● 交 通

地下鉄 銀座線・半蔵門線 三越前駅 A6番出口 直結
東西線・銀座線・都営浅草線 日本橋駅 B10番出口より徒歩5分
J R 総武快速線 新日本橋駅 A6番出口 直結



※ご来場にあたりましては、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。
なお、当社として専用の駐車場はご用意しておりませんのでご了承下さい。